

令和5年第7回農業委員会総会議事録

令和5年7月14日（金）第7回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員16人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志	
	2番	小田 正廣		3番	宮本 武博	
				4番	赤井 勝利	
	5番	小川 広文				
				7番	倉脇 敏弥	
	8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰	10番	神山 順一
11番	宮脇 繁	12番	眞壁 勲二	13番	伊達 修史	
		15番	山田 條一	16番	大原 砂利	
17番	奥津 忠和					

推進委員10人

1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾		
10番	奥津 賢司	9番	逸見 則夫		

欠席委員 2人

6番	三上 雄二	14番	藤川 雅
----	-------	-----	------

議事	議案第28号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第29号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第30号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第31号	農地法第5条の規定による許可取消について
	議案第32号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第33号	現況証明に係る現況認定について

報告事項	法務局照会について
	完了届について
	転用工事進捗状況報告について
	利用権設定中途解約について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	局長	森本 裕子
	参事	谷岡 利典
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午後 3 時 3 0 分)

谷岡参事	ただいまから新見市農業委員会第 7 回総会を開催いたします。本日の出席は 26 名です。欠席は 6 番三上委員、14 番藤川委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、ご苦勞様です。我々の任期も最後の総会となりました。次期の委嘱が決定された方や、今回で辞められる方、3 年間みなさんご苦勞様でした。私も会長を 3 年間いたしまして皆さんに色々ご迷惑もおかけしたことと思っておりますがありがとうございます。この 3 年間、コロナで視察もできず、歓送迎会、交流会もできませんでしたが、間をぬうように 2・3 回反省会や交流会ができましたことは多少良かったと思います。20 日には臨時総会にあたりまして新会長が選ばれますが、新会長のもとで皆様のご活躍をお祈り申し上げます。本日も、よろしく願いいたします。
谷岡参事	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、2 番小田委員に先導をお願いいたします。
小田委員	「農業委員会憲章」の先導
谷岡参事	ありがとうございます。それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願いいたします。 それでは只今から日程 1 「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、5 番小川委員、7 番倉脇委員をお願いいたします。続きまして日程 2 「議事」に入ります。議案第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第 3 条について、今回の議案についてでございますが、第 3 条の申請が 5 件ございました。1 番でございますが、現地確認を 6 月 30 日に行っております。場所は唐松、現況地目は畑 4 筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は 1 人でございます。次に農地法第 3 条第 2 項各号の状況でございますが、まず、

第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲渡人市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住予定の譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番

伊達委員

13番伊達です。確認日は7月10日、逸見会長、三輪推進委員、私と3名で行いました。場所は、唐松●●●●の東に●●谷があります。その谷から上流300mの間にありました。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第28号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第28号2番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございますが、現地確認を6月30日に行っております。場所は、西方、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に

供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番

倉脇委員

7番倉脇です。7月10日に、溝尾推進委員と現地確認しております。場所は、西方●●●●の入口から北へ300m行ったところ左側の土地になります。現在耕作されており問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第28号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第28号3番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、3番でございますが、現地確認を7月6日に行っております。場所は、菅生、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は高齢により耕作することが難しくなったため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じな

	<p>いものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番</p>
赤井委員	<p>4番赤井です。7月9日、眞壁委員、谷岡推進委員、3名で確認しました。場所は、●●の県道から●●を超える道があります。その道から●●へ200mあがった所の左側に畑があります。譲受人宅は譲渡人宅の裏で、話ができており問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第28号4番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、4番でございますが、現地確認を6月30日に行っております。場所は、足見、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物はお茶、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番。
神山委員	10番神山です。7月7日、藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員と私で現地確認しております。場所は、国道180号線の●●●バス停から東へ足見方面200m行ったところがありました。問題ないと思います。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第28号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第28号5番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、5番でございますが、現地確認を7月6日に行っております。場所は、大佐大井野、現況地目は田6筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は飼料作物、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、以前から申請地を耕作している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。3番。
宮本委員	3番宮本です。7月11日に山田委員、後藤推進委員と3名で現地確認しました。場所は、県道大佐千屋花見線で旧大佐町と新見市との境界に近いところで一番奥です。以前から牧草を作っている譲受人に渡すも

	<p>のです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これにご意見ご質問はございませんか。1番。</p>
仲田委員	<p>1番仲田です。譲渡人の耕作面積残り7畝はどのようにされるのですか。</p>
後藤委員	<p>法務局照会8番で報告がでております。</p>
会 長	<p>他に、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第28号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第29号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に第4条の申請につきまして、1件申請がございました。1番でございます。それでは、議案第29号第1番でございます。現地確認を6月30日に行っております。場所は、哲西町大野部、現況地目は田4筆でございます。転用目的は植林で、山林に囲まれていることによる日照不足や、鳥獣被害に度々あってきたため、耕作が困難になり、周囲を山林に囲まれている環境であることから、植林を行い山林に戻すものです。期間は許可日から令和6年3月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、植林の費用は記載のとおりでございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。17番。</p>
奥津(忠)委員	<p>17番奥津です。現地確認は7月10、三上委員、奥津推進委員、私で</p>

	<p>しました。場所は、JA野馳から備中町方面へ2キロ先のところを左へ100m行った右側と、あと300m行った右側に草が延びておりましたが田と思われる土地があり地図上ではこの辺だと確認しました。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第29号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に第5条の申請につきまして、3件申請がございました。第1番、第2番は同様の申請となっておりますので、合わせて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
<p>全 員</p>	<p>「よろしい。」</p>
<p>真治主任</p>	<p>では第1番、第2番でございますが、現地確認を6月30日に行っております。場所は正田、現況地目は1番が畑1筆、2番が畑1筆でございます。転用目的は太陽光発電設備です。転用理由ですが、日照条件等を満たす申請地に太陽光発電設備を設置するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和5年7月20日から令和5年9月30日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・建設費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番。</p>

伊達委員	<p>13番伊達です。確認を7月10日、逸見会長、三輪推進委員、私の3名で行いました。場所は、●●橋のもとに●●●●事業所があります。その事業所から200m先に2枚挟んで並ぶようにありました。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第30号1番2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第30号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>続きまして、第3番でございますが、現地確認を7月6日に行っております。場所は上熊谷、現況地目は田2筆でございます。転用目的は工事用道路設置です。転用理由は、中国自動車道盛土補強工事に伴う工事施工のため、仮設道を設置する、というものです。契約の種類は一時転用の賃借権設定です。工事期間は許可日から令和6年5月20日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地賃貸料、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番。</p>
赤井委員	<p>4番赤井です。確認を7月9日、眞壁委員、谷岡推進委員と私の3名で行いました。場所は、JAライスセンター入口から200m大佐寄りの左側です。家の裏の田で現在耕作されておらず仮の作業道にするということで問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問</p>

	<p>問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第30号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、全ての案件につきましては、面積が30アール未満続のため県農業会議の諮問は任意となりますが、諮問を不要としてよろしいか。</p>
全 員	「よろしい。」
会 長	<p>諮問不要として、許可を決定いたします。先の、4条について県農業会議の諮問に係りますので諮問を受けます。諮問を受け通りましたら会長名で許可をだします。続きまして、議案第31号農地法第5条の規定による許可取消について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>農地法第5条の規定による許可取消について、第5条の許可取消の申請につきまして、2件申請がございました。第1番、第2番とも同様の申請となっておりますので、合わせて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
全 員	「よろしい。」
真治主任	<p>許可取消申請の場所は正田、現地の確認を6月30日に行いました。この案件について、令和5年4月18日付けで、太陽光発電設備として、所有権移転の設定による農地法第5条の農地転用許可をしております。このたび、太陽光発電設備設置予定だった正田●●●●番●と●●●●番●の間に赤線の土地があり、発電設備が分離すると判断し計画を中止したため、許可取消の申請がありました。現況は農地で、土地の造成等 は行われておりません。以上です。</p>
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番。
伊達委員	13番伊達です。確認を7月10日、逸見会長、三輪推進委員、私の3

妹尾委員 推進委員 6 番妹尾です。7 月 7 日、藤本委員、藤川委員、神山委員と現地確認しました。場所は、県道井倉北房哲西線を土橋に行くと●●交流センターがあります。それを南に 200 m 行くと右手にありました。問題ないと思います。

会 長 続いて、3 番を推進委員 7 番お願いします。

後藤委員 推進委員 7 番後藤です。事務局が説明されたように、6 月 30 日に期限が切れて 2 週間過ぎ再設定ではなく新規となりました。場所は、県道大佐線を行くと●●地区があります。その県道の右にあります。

会 長 続いて、4 番をお願いします。推進委員 8 番。

信谷委員 推進委員 8 番信谷です。確認日 7 月 8 日、仲田委員、大原委員と行いました。場所は、神郷油野●●●●があります。そこから 500 m 奥に行った左側にありました。ケールが植え付けられておりました。

会 長 ありがとうございます。事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第 32 号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。

森本局長 再設定が 2 件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。

会 長 再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。

(ありません。)

再設定について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第32号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第33号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に現況証明の申請につきまして、3件申請がございました。第1番でございます。現地確認を6月30日に行っております。場所は高尾、台帳地目は畑1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、前所有者が取得した平成8年から現況のとおりで、現所有者が相続した後も現況のとおりとなっている。というものでございます。第2番でございます。確認を6月30日に行っております。場所は神郷釜村、台帳地目は田3筆です。現況地目は雑種地でございます。理由は、鳥獣による被害が続き耕作が困難となったため、平成15年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。第3番でございます。確認を7月6日に行っております。場所は大佐田治部、台帳地目は田1筆、畑3筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、昭和58年頃より、農地不適地のため、耕作を放棄し、現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番。

倉脇委員

7番倉脇です。7月10日に眞壁委員、溝尾推進委員と確認しております。場所は、新見中学校の南側かどを西へ入り200mのところを川の向こうへでたところ突当り右側の土地になります。耕作されておらず原野となっております。

会 長

続いて2番をお願いします。16番。

大原委員

16番大原です。7月8日、仲田委員、信谷推進委員と3名で現地確認しました。場所は、日南線を北上し●●●●入口があります。そこから100mほど入った左の同じ所に3筆あります。雑種地と確認しました。

会 長	次に3番を15番。
山田委員	15番山田です。7月12日、宮本委員、後藤推進委員と3名で現地確認しました。場所は、田治部地内上り線大佐サービスエリアから北へ200m先に●●●があります。その●●●の西側にあります。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。1番。
仲田委員	1番仲田です。1番ですが、代理人の申請ですがこれは土地所有者への確認は必ず必要なのですか。
真治主任	現所有者から行政書士●●へ委任状が出されており●●書士から受けております。
会 長	<p>他に、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第33号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、認定といたします。20分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 休憩 ～</p>
会 長	再開いたします。報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	今回9件ございました。1番の場所は土橋、確認を6月7日に行いました。登記地目は田2筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。2番の場所は土橋、確認を6月7日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業

委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。3番の場所は土橋、確認を6月7日に行いました。登記地目は畑2筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。4番の場所は土橋、確認を6月7日に行いました。登記地目は田2筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。5番の場所は下熊谷、確認を6月14日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は雑種地という申請で、該当地は時期不詳で雑種地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。6番の場所は新見、確認を6月20日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は雑種地という申請で、該当地は昭和58年から雑種地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。7番の場所は馬塚、確認を6月20日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。8番の場所は大佐大井野、確認を6月20日に行いました。登記地目は田1筆、畑1筆、現況地目は雑種地という申請で、該当地は時期不詳で雑種地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。9番の場所は足見、確認を6月30日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は雑種地という申請で、該当地は時期不詳で雑種地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員より報告願います。1番から順次、9番。

藤本委員 9番藤本です。現地確認を6月10日、神山委員、藤川委員、妹尾推進委員、私の4名で行いました。場所は、土橋●●●●の真裏、北200m行ったところにまとまってあります。所有者がずっと前に亡くなっております。この方の長男が市外におり管理しておりますが雑種地に近いような状態でした。

会 長 4番までの説明ですね。次に5番を4番。

赤井委員 4番赤井です。現地確認は6月15日にしました。場所は、●●から

	●●へあがる道を100m行ったところの左側にありました。雑種地になっておりました。
会 長	7番お願いします。
倉脇委員	7番倉脇です。6月25日に眞壁委員、溝尾推進委員と3名で現地確認しております。場所は、北高地のうえに●●●があってその参門下にあります。
会 長	12番。
眞壁委員	12番眞壁です。6月21日に赤井委員、泉推進委員と3名で現地確認しました。場所は、上市上水道場の北側で川沿いになりました。問題ありません。
会 長	3番。
宮本委員	3番宮本です。6月25日に3名で現地確認を行いました。場所は、千屋花見線の3条ででました道路を挟んで反対のところを南へ下がったところにありました。以上です。
会 長	10番。
神山委員	10番神山です。6月28日に確認しております。場所は、国道180号●●橋から東へ200m入ったところ、3条で説明したところから道を挟んで反対側になります。碎石敷の駐車場のようになっており雑種地で非農地と回答しております。
会 長	ありがとうございました。次に完了届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	完了届が1件出ております。上市地内農地法第5条進入路、以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。12番。
眞壁委員	12番眞壁です。先程、説明しました新見市の水道局へ入る道の反対側で埋め立てております。そこに、この道路が下りてその埋立地を通り市道に合流するようになります。問題ないと思います。

会 長	ありがとうございました。次に、転用工事進捗状況報告について事務局の説明をお願いします。
森本局長	転用工事進捗状況報告が1件でております。上熊谷地内、農地法第5条で木材の仮置き場となっております。3年間の予定です。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。4番。
赤井委員	4番赤井です。確認日を6月15日にしました。まだ小規模でしたが最近でだして沢山置かれております。今後、チップの材料として増えると思います。よろしくお願いします。
会 長	続いて、利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	利用権設定中途解約合意書が1件出ております。大佐大井野地内、借受人が貸付人より農地を取得するためとなっております。先程、3条の5番で報告した案件になります。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。推進委員7番。
後藤委員	推進委員7番後藤です。今、事務局が説明した通りです。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
森本局長	事務局から報告させていただきます。6月の定例市議会の一般質問について、農地に隣接する山林の木を切り出すための、農地に作業道を付けて作業をしたあと、復旧せずそのままにしており、農地法的にどうかという質問がありました。農地を農地以外の目的で使用する場合は、転用の手続きが必要ですが、該当農地については、申請が出ておりませんでした。6月に、農業委員、事務局、会長で現地を確認し、農地所有者に対して、地元農業委員から説明をしていただいております。また、山林の伐採に関連して、登記地目が農地となっている土地を申請なく木材置き場、資材置き場等で利用している現場がありました。現在、地元農業委員が、業者、土地所有者に説明していただいております。見回りの際、転用申請のない土地があった場合は、地元農業委員さんで土地の所有者

	に確認、説明をお願いします。
会 長	続きまして、その他について事務局から何かありますか。
森本局長	皆さんご存じと思いますが、農業委員、最適化推進委員には秘密保持義務があります。職を離れた後も、秘密保持義務は続きます。職務上知り得た情報を第三者に漏らすことはできませんので、ご注意ください。
谷岡参事	次回、農業委員会任命式、及び臨時総会を7月20日(木)午前10時から南庁舎1階会議室Cで開催します。それでは、ここで3期以上で、このたびやめられる方に対しまして、県の農業会議から感謝状が出ておりますので、会長からお渡ししたいと思います。名前をお呼びしますので、前に出ていただいて、お待ちいただければと思います。それでは、眞壁委員、谷岡推進委員、前にお進みください。
会 長	(感謝状読み上げ)
谷岡参事	続きまして会長そのままお待ちください。
仲田代理	(感謝状読み上げ)
会 長	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を仲田代理にお願いします。
仲田代理	以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)
	(閉会時刻 午後 4 時 50 分)

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____